

グラントソントン花輪の「GST 虎の巻」



導入から 1 年、第 28 回評議会の建議

2017 年 7 月 1 日に GST が導入されて 1 年が経過した。GST の実務上、運用上の課題への対処に苦慮した 1 年間ではあったが、旧間接税制上の課題が解消されたことも事実である。例えば、複数の異なる間接税が存在したことによる制度的な複雑さの解消、インプット・タックス・クレジット (ITC) の利用可能性(仕入控除)の拡大、手続面のオンライン対応への移行、チェックポスト撤廃による物流の改善などである。

しかし、還付手続の遅延、複雑な申告手続など、改善すべき課題もある。7 月 21 日に開催された第 28 回 GST 評議会では、こうした課題に解決に向けた重要な建議がされており、引き続き制度の改正が続くものと思われる。今後は、年度申告、勅許会計士による GST 監査 (年間売上が 2,000 万ルピー超の場合に必要)、税務調査、Anti-Profitteering などへの対応がポイントとなるだろう。GST 施行 1 年のこの期に、一度 GST コンプライアンスの状況を全体として見直しておきたい。

先に、第 28 回 GST 評議会の建議のポイントを解説し、GST 導入からの 1 年間を後述する。

第 28 回 GST 評議会建議のポイント

7 月 21 日に開催された第 28 回 GST 評議会では、申告手続や ITC に関する重要な内容が建議されているので、ポイントを確認したい。

〔申告手続き〕

・月次申告手続について、現在規定されている 3 段階申告 (売上申告、仕入申告、月次納税申告) を改め、1 つの月次申告とする。新たな月次申告は、Outward (売上) サプライ情報と ITC 利用情報の 2 つのパートで構成される。ただし、ISD (Input Service Distributor) などは、このほか所定の申告が必要。

・物品サービスのサプライヤーは、売上インボイス情報を適宜 GST システムにアップロードできる。物品サービスの受領者は、サプライヤーがアップロードしたインボイス情報を GST システム上で確認でき、それに基づいて ITC を取る (ロックする) ことができる (Upload-Lock-Pay Model)。

・上記プロセスでは、多くの申告情報の入力自動化されることになる。ITC はサプライヤーがアップロードしたインボイス情報に基づいたものとなるため、自社の ITC 記録と GST システム上の ITC との適

時の照合が重要となると考えられる。

- ・売上 5,000 万ルピー未満の小規模納税者で、B 2 C (Sahaj) サプライまたは B 2 B + B 2 C (Sugam) サプライを行う者については、月次申告に代わり四半期申告を選択できる。ただし、納税は月次となる。
- ・課税売上・仕入サプライがない場合のゼロ申告 (Nil Return) は、SMS による申告が可能。
- ・インボイス情報や申告済情報の修正を可能にする修正申告書 (Amendment Return) を導入する。

〔GST 法の改正〕 (インド国会、各州議会での法改正が必要)

・簡易課税制度 (Composite Scheme) が適用できる上限売上を 1,000 万ルピーから 1,500 万ルピーに引き上げる。

・簡易課税制度は現在は物品サプライのみに適用可能であるが、前年売上の 10% 未満か 50 万ルピーのいずれか高い金額を上限に、サービスサプライ (レストランサービスを除く) を認める。

・GST 非登録者から GST 登録者への物品サプライへのリバースチャージの適用は、特定物品、特定区分の GST 登録者の場合に限定する。条件は後日 GST 評議会にて決定する。

・Assam (アッサム)、Arunachal Pradesh (アルナチャルプラデシュ)、Himachal Pradesh (ヒマチャルプラデシュ)、Meghalaya (メガラヤ)、Sikkim (シッキム) and Uttarakhand (ウッタラカンド) の各州での GST 登録免除基準売上を、100 万ルピーから 200 万ルピーに引き上げる。

・同一州の複数の事業拠点に関し、その州での複数の GST 登録を認める。

・Eコマース事業者について、現在は売上金額に関係なく GST 登録が必須となっているが、これを TCS (Tax Collected at Source) が必要な事業者のみに限定する。

・以下のサプライについて、現在は課税サプライとなっているが、これを課税サプライとしないこととする (GST 法上の物品サプライ、サービスサプライのどちらでもない取引とする)。

I) インドを経由しない、GST 課税域外から他の GST 課税域外への物品のサプライ

II) 倉庫保管物品の自家消費のためのサプライ

III) High Sea Sales による物品サプライ

・以下の取引による支払い GST について ITC を認めることとする。

I) CGST法の Schedule III に規定される、物品サプライでもサービスサプライでもない取引の大半

II) 旅客輸送 (乗員 13 人以上 (運転手を含む) の自動車輸送、船舶輸送、航空機輸送)

III) 現金輸送車

IV) 自動車、船舶、航空機の損害保険、修理、メンテナンス

V) 法により雇用者に求められている、被用者への物品サービスサプライ

- ・ GST を含むインボイス金額をインボイス発行日から 180 日以内に支払わない場合に、未払い GST 金額と同額の GST 債務を認識する場合、この債務に利息を付さないこととする。

- ・ 同一年度の複数のインボイスを対象とするデビットノート、クレジットノートの発行を認める。

- ・ サービス輸出について、インドルピーによる支払いでも輸出と認める。

〔その他のポイント〕

- ・ 宿泊サービスに関する GST 適用税率について、現在は正規料金表の金額に基づいて GST 税率区分が判断されているが、これをインボイス上の金額に基づく判断とする。

GST 導入から 1 年間の主な動き

- ・ GST 登録者数が約 1,100 万件に到達
- ・ GST による月間税収が月 110 億ルピー台に到達
- ・ 度々の税率改訂
- ・ 度々の申告期限延期と、3 段階月次申告の適用延期
- ・ 売上サプライ申告書 GST R - 1 と簡易版月次申告書 GST R - 3 B による月次申告運用

- ・ 小規模事業者への GST R - 1 の四半期申告を容認

- ・ 輸出について、Letter of Undertaking (LUT) による I GST 課税回避の要件を緩和

- ・ レストランサービスやレンタカーサービスについて、ITC を取ることを認めない代わりに、適用税率を 5% とすることを容認

- ・ 物品サプライに関する前払いへの GST を免除

- ・ E-Way Bill の運用開始 (州内取引は 4 月 1 日から、州際取引は 4 月 15 日から開始)

- ・ GST 非登録者から GST 登録者へのサプライに関するリバースチャージの適用延期

- ・ Anti-Profiteering の所管機関として National Anti-Profiteering Authority が発足、Anti-Profiteering に基づく通達と違反額に関する支払い (基金への拠出) 事例が発生

- ・ Authorities for Advance Rulings (AAR) による事前確認裁定が出るも、州によって AAR の裁定内容に整合性がない事例が発生

<プロフィール>

花輪大資 (はなわ・だいすけ)

グラントソントン・インディア、ジャパンデスク・ディレクター。公認会計士 (日本)。2006 年に太陽有限責任監査法人入所、10 年 7 月に公認会計士登録。日本国内で法定監査、IPO 支援業務、デューデリジェンス業務、会計支援業務、国際関係業務などに従事。13 年 8 月から現職。